

経営事項審査制度の改正 ⑩ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その 13)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、「チェックリスト」と記します。)の解説の 13 回目です。

このチェックリストでは、売上原価と販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失の区分や、売上高と営業外収益、特別利益の区分については、あまり触れていません。特に、今月解説する受取利息配当金、支払利息は、本来、それぞれ営業外収益、営業外費用全般の中で何が受取利息配当金、支払利息に該当するのかを明確に区別することが重要と考えます。したがって、今月の解説では、受取利息配当金、支払利息に限らず、営業外収益および営業外費用全般についても解説してまいります。

なお、いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-22 受取利息配当金

- ・ 協同組合から支払いを受ける事業分量分配金がある場合、これを受取利息配当金として、計上していない。

営業外収益には、売上高のような会社本来の営業に属さない収益を計上します。ただし、固定資産や投資有価証券の売却益など、每期継続的に発生するものでないものや、臨時巨額の利益、前期損益修正益は、特別利益に計上します。

なお、建設業法施行規則様式第十六号では、営業外収益は、受取利息配当金と「その他」が記載されているのみですが、「その他」のうち、営業外収益の総額の 10 分の 1 を超える項目がある場合には、当該項目を示す勘定科目で独立掲記する必要がありますので注意が必要です。

受取利息配当金には、預貯金の利息、貸付金利息、公社債等の利息、株式など出資に係る配当金や投資信託の分配金など主として財務活動に係る収益を計上します。ただし、投資信託の分配金のうち、「特別分配金」とされるものは、出資の戻入れであるため、受取配当金ではなく、投資有価証券の簿価から控除します。

仕入割引は、性格的には利息と同様ですが、受取利息配当金には含めず、営業外収益の「その他」に含めるか、仕入割引として独立掲記します。

チェックリストに記載されている、協同組合等の事業分量分配金についても、出資に係るものではないため、受取利息配当金には含めず、営業外収益の「その他」として処理する必要があります。

外貨建取引等に係る為替差損益がある場合には、その純額が為替差益になる場合には営業外収益に、為替差損になる場合には営業外費用に計上します。

2-23 支払利息

- ・ 有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。

営業外費用には、会社本来の営業取引に属する、売上原価や販売費及び一般管理費に該当しない費用または損失を計上します。様式第十六号では、支払利息のほか、貸倒引当金繰入額、貸倒損失、「その他」が記載されています。「その他」のうち、営業外費用の総額の 10 分の 1 を超える項目がある場合には、当該項目を示す勘定科目で独立掲記します。また、固定資産や投資有価証券の売却損など、経常的に発生しないものや、臨時巨額の損失、前期損益修正損は、特別損失に計上します。

支払利息には、短期借入金、長期借入金や社債など、いわゆる有利子負債に係る支払利息を計上します。

営業外費用に計上する貸倒引当金繰入額と貸倒損失は、会社の営業にかかわらない未収入金や貸付金等の債権に係るものを計上します。完成工事未収入金や売掛金などに係るものについては、販売費及び一般管理費の区分で計上する必要がありますので注意が必要です。

営業外費用の「その他」には、売上割引、為替差損、繰延資産の償却費、借入に係る信用保証料、手形売却損などが含まれます。

このうち、特に手形売却損は、従来、支払利息割引料の科目に含めて計上すべきとされてきましたが、金融商品会計基準の導入に伴ない、考え方が変更になり、手形売却損として支払利息には含めないものとなりましたので注意が必要です。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)